資料１

令和４年度 第１回
嘉麻市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

～令和３年度国保特別会計の決算状況～

令和４年８月

1　加入者（被保険者）数及び世帯数

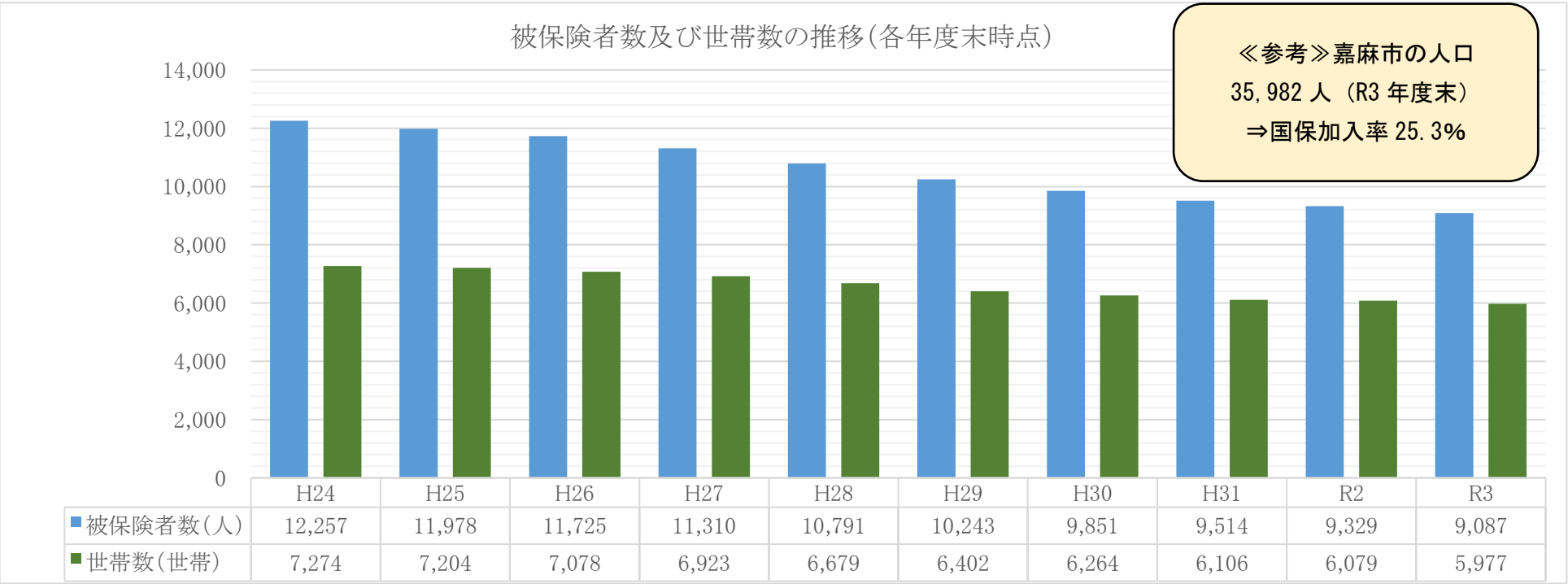

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
被保険者数（人）	12,257	11,978	11,725	11,310	10,791	10,243	9,851	9,514	9,329	9,087
世帯数（世帯）	7,274	7,204	7,078	6,923	6,679	6,402	6,264	6,106	6,079	5,977

・加入者の異動事由別件数（令和３年度）

転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢離脱	その他	**増加計**	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢加入	その他	**減少計**
255	1,163	77	33	0	51	**1,579**	190	876	139	77	466	73	**1,821**

P1 説明

１　加入者（被保険者）数及び世帯数

こちらのページでは、嘉麻市国民健康保険に加入されている被保険者数と加入世帯数の推移を説明しています。

令和３年度は、グラフの一番右になります。前年度と比較すると被保険者数、世帯数とも減少しています。

この表からも分かるとおり、被保険者数は年々減少しており、H30 年度末より 1 万人を切っている状況が続いています。

主な減少の要因は、嘉麻市の人口減少や社会保険の適用範囲が拡大されたことが背景にあると考えています。

また、嘉麻市の令和３年度末の人口 35,982 人に対する国保加入率は**約 25.3%**となっています。（※R2 年度末　25.4%）

グラフの下の表は、令和３年度国保加入者の異動事由別件数を記載しています。

表の左半分には、令和 3 年度に国保に加入された方の理由別の人数、右半分には国保加入資格を喪失した方の理由別人数をまとめています。

国保加入により、1,579 人増加したのに対し、国保喪失により、1,821 人の方が減少し、前年度末から **242 人の減少**となっています。

２　国民健康保険被保険者証（保険証）の交付状況

・保険証の交付状況（一括発送時）

年度	通常証		短期証		資格証明書		合計
	世帯数(件)	割合(%)	世帯数(件)	割合(%)	世帯数(件)	割合(%)	世帯数(件)
H27	6,078	85.9	721	10.2	277	3.9	7,076
	(9,994)	(85.1)	(1,340)	(11.4)	(410)	(3.5)	(11,744)
H28	5,986	86.3	690	9.9	263	3.8	6,939
	(9,688)	(85.4)	(1,273)	(11.2)	(378)	(3.3)	(11,339)
H29	5,847	87.4	618	9.2	224	3.3	6,689
	(9,386)	(86.8)	(1,125)	(10.4)	(306)	(2.8)	(10,817)
H30	5,677	88.2	583	9.1	175	2.7	6,435
	(8,992)	(87.3)	(1,079)	(10.5)	(228)	(2.2)	(10,299)
H31	5,603	89.9	510	8.2	122	2.0	6,235
	(8,707)	(89.2)	(872)	(8.9)	(186)	1.9	(9,765)
R2	5,692	92.2	381	6.2	100	1.6	6,173
	(8,727)	(91.6)	(662)	(6.9)	(140)	(1.5)	(9,529)
R3	5,624	92.3	379	6.2	90	1.4	6,093
	(8,573)	(91.7)	(635)	(6.7)	(135)	(1.4)	(9,343)
R4	5,502	92.0	380	6.4	97	1.6	5,979
	(8,257)	(91.2)	(657)	(7.3)	(140)	(1.5)	(9,054)

※表中下段の(　　)内は対象人数及びその割合を記載。

☆令和4年度　短期証･資格証明書交付世帯に属する若年者の内訳　　短期証 146 人　　資格証明書　29 人

Ｐ２説明

２　国民健康保険被保険者証（保険証）の交付状況

こちらのページでは、国民健康保険証の交付状況を説明しています。

最新の状況は表の一番下の令和４年度分で、今年７月中旬に一括して発送したものです。

保険証の種類は、加入者の保険税の滞納状況に応じて、通常証、短期証及び資格証明書の３種類を交付しています。

通常証は有効期限が１年間。
短期証は、ある一定の滞納がある方に対して発行する、有効期間が短い保険証で、保険税の納付状況により、税務課と協議の上、随時、有効期限の更新をしています。
資格証明書は、特別の事情もなく、納付期限を過ぎても１年以上全く納付がない方に交付します。
通常証や短期証と違い、医療機関を受診した場合は１０割の医療費を自己負担で支払っていただくことになります。

短期証・資格証、いずれも国民健康保険法第９条の規定に基づいて運用しており、納付相談や納付機会の確保という観点から、収納対策の一環として実施しています。

なお、表の下に☆で記載しておりますように、短期証・資格証の交付対象世帯における、若年者の人数は短期証世帯の方が 146 人、資格証明書世帯の方が 29 人となっています。
若年者の方については、短期証世帯であっても通常証を交付し、資格証の交付対象世帯であっても有効期限が６ヶ月の保険証を交付しています。

３　医療費推移（総医療費（療養の給付費等＋療養費））

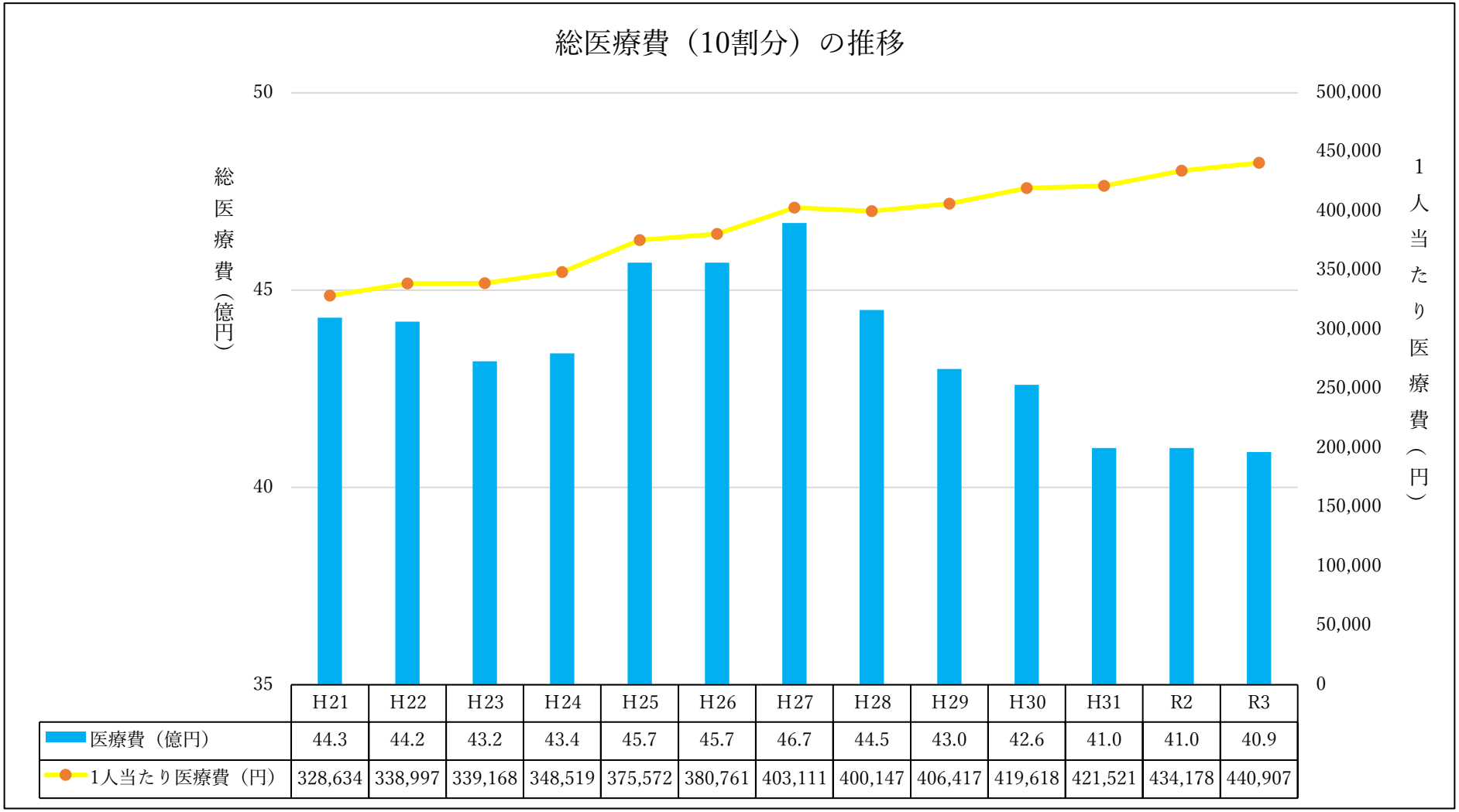

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
医療費（億円）	44.3	44.2	43.2	43.4	45.7	45.7	46.7	44.5	43.0	42.6	41.0	41.0	40.9
1人当たり医療費（円）	328,634	338,997	339,168	348,519	375,572	380,761	403,111	400,147	406,417	419,618	421,521	434,178	440,907

P３説明

３　医療費推移（総医療費（療養の給付費等＋療養費））

こちらのページでは、嘉麻市国保の医療費の推移について説明しています。

令和３年度総医療費は前年と比べ減少していますが、被保険者数も減少しているため、**１人当たりの医療費については、前年度と比較し、約７千円増えている状況です。**

医療費が伸びている要因につきましては、資料４『国民健康保険保健事業について』で詳しくご説明しています。

≪参考≫1 人当たり医療費（年齢階層別）の推移

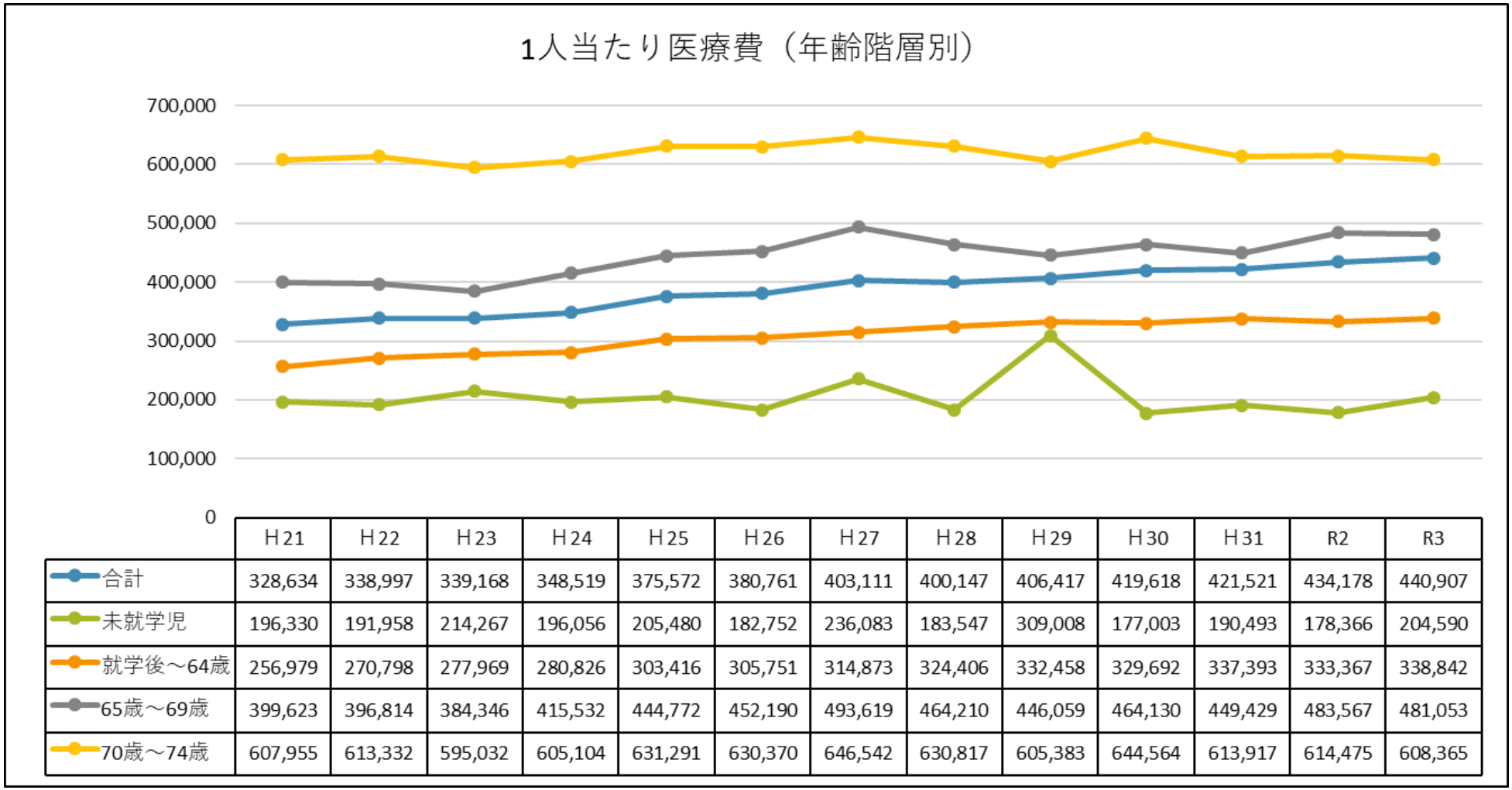

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
合計	328,634	338,997	339,168	348,519	375,572	380,761	403,111	400,147	406,417	419,618	421,521	434,178	440,907
未就学児	196,330	191,958	214,267	196,056	205,480	182,752	236,083	183,547	309,008	177,003	190,493	178,366	204,590
就学後～64歳	256,979	270,798	277,969	280,826	303,416	305,751	314,873	324,406	332,458	329,692	337,393	333,367	338,842
65歳～69歳	399,623	396,814	384,346	415,532	444,772	452,190	493,619	464,210	446,059	464,130	449,429	483,567	481,053
70歳～74歳	607,955	613,332	595,032	605,104	631,291	630,370	646,542	630,817	605,383	644,564	613,917	614,475	608,365

P４説明

≪参考≫1 人当たり医療費（年齢階層別）の推移

こちらのページでは、P3 で説明した、1 人当たり医療費を自己負担割合の区分ごとに分けたグラフを参考として掲載しています。

この区分は、毎年、国に提出している資料（国保事業年報）に沿ったものです。

国保加入者全員について、年齢階層ごとに平均を出し、表で示しています。

４　国民健康保険税の収納状況

・国保税（現年分）

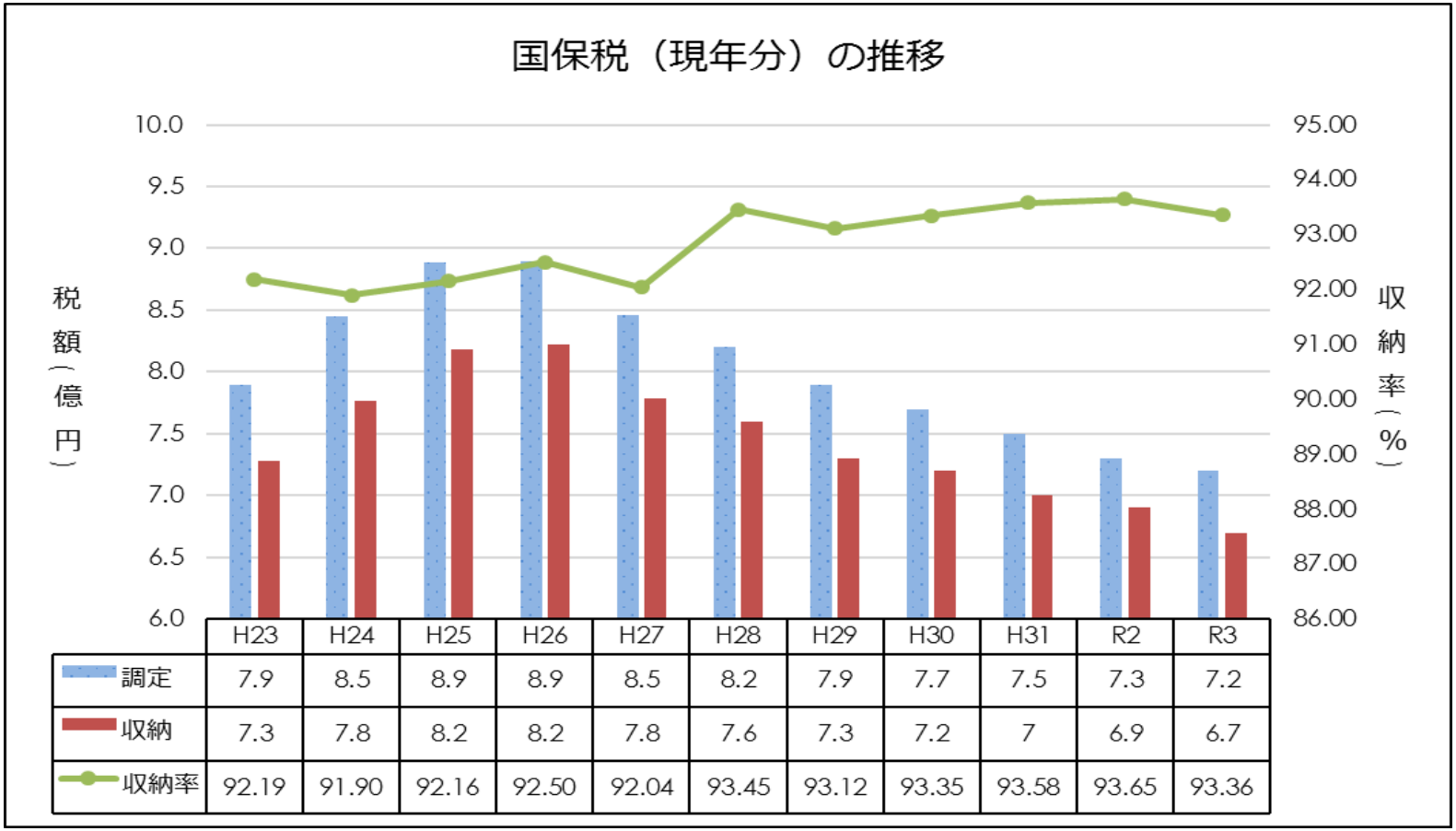

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
調定	7.9	8.5	8.9	8.9	8.5	8.2	7.9	7.7	7.5	7.3	7.2
収納	7.3	7.8	8.2	8.2	7.8	7.6	7.3	7.2	7	6.9	6.7
収納率	92.19	91.90	92.16	92.50	92.04	93.45	93.12	93.35	93.58	93.65	93.36

※平成 24 年度から平成 26 年度までは、税率の改正（トータル 25%アップ）を行っており、現年課税分の収納額が増えている。

P５説明

４　国民健康保険税の収納状況（現年分）

こちらのページでは、現年分の国民健康保険税の収納状況について説明しています。

青色のグラフは、保険税の調定額で、国保加入者に課税した総税額になります。

赤色のグラフは、調定額に対して納付された税額になります。

令和３年度は前年と比較して、被保険者数の減少により調定額が１千万円程度、収納額が２千万円程度下がっています。
収納率についても前年と比較すると、低下しています。

今後とも、税務課と連携して、納税相談などの収納対策を実施し、収納率の向上を目指していきます。

・国保税（滞納繰越分）

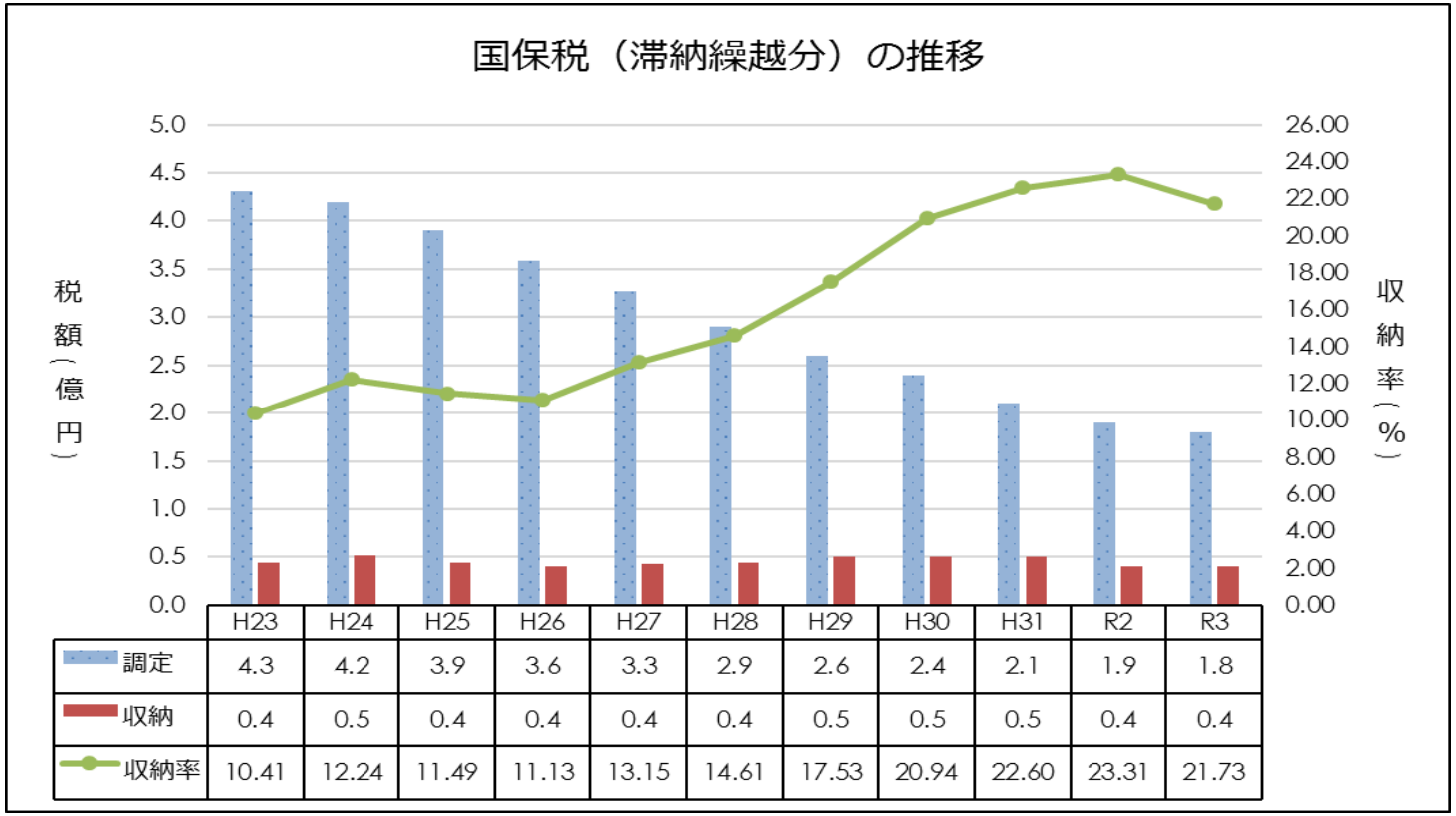

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
調定	4.3	4.2	3.9	3.6	3.3	2.9	2.6	2.4	2.1	1.9	1.8
収納	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4
収納率	10.41	12.24	11.49	11.13	13.15	14.61	17.53	20.94	22.60	23.31	21.73

※滞納処分（差し押さえ）について

年度	件数（件）	金額（円）	備考
令和2年度	114	3,983,793	預貯金、給与、税等の還付金、保険の解約返戻金、不動産、動産　など
令和3年度	102	5,528,613	

Ｐ６説明

４　国民健康保険税の収納状況（滞納繰越分）

こちらのページでは、滞納繰越分の国民健康保険税の収納状況及び滞納処分の状況について説明しています。

まず、滞納繰越分の国民健康保険税の収納状況は、現年分と同じく、**収納率が低下しております。**

現年分同様、税務課と連携して、納税相談などの収納対策を実施し、収納率の向上を目指していきます。

次に滞納処分の状況については、前年に比べ、件数は減少していますが、金額については増加しています。
預貯金、給与、税等の還付金、保険の解約返戻金、不動産、動産の差し押さえなど、滞納処分については、収納率の向上を目指す上で、重要な対策と考えており、今後とも適宜、実施していきます。

５　令和３年度収支（概算）

歳　入				
区分	令和２年度	**令和3年度**	対前年	R3構成比（%）
国民健康保険税	７億３，０９１万円	**７億１，１９９万円**	▲１，８９２万円	１４．７%
国庫支出金	７２７万円	**１８７万円**	▲５４０万円	０．０%
県支出金	３６億７，８７７万円	**３６億４，８８９万円**	▲２，９８８万円	７５．２%
繰入金	４億４，５１８万円	**４億６，４６４万円**	１，９４６万円	９．６%
諸収入	３，３９２万円	**２，４６５万円**	▲９２７万円	０．５%
歳入合計（A）	４８億９，６０５万円	**４８億５，２０４万円**	▲４，４０１万円	１００．０%

歳　出				
区分	令和２年度	**令和3年度**	対前年	R3構成比（%）
総務費	６，４７５万円	**７，２５６万円**	７８１万円	１．５%
保険給付費	３５億３，２０１万円	**３５億２，４６１万円**	▲７４０万円	７３．３%
国保事業費納付金	１１億６，８７０万円	**１１億１，５４３万円**	▲５，３２７万円	２３．２%
保健事業費	２，９１１万円	**３，６１９万円**	７０８万円	０．８%
諸支出金	５９３万円	**６，２４９万円**	５，６５６万円	１．３%
単年度歳出小計（B）	４８億５０万円	**４８億１，１２８万円**	１，０７８万円	１００．０%
前年度繰上充用金	４億４，３５３万円	**３億４，７９８万円**	▲９，５５５万円	
歳出合計（C）	５２億４，４０３万円	**５１億５，９２６万円**	▲８，４７７万円	

歳入歳出差引	令和２年度	**令和3年度**
単年度（A）－（B）	９，５５５万円	**４，０７６万円**
累積分（A）－（C）	▲３億４，７９８万円	**▲３億７２２万円**

国保収支の主な特徴

（歳入）

被保険者数の減少もあり、国民健康保険税は、昨年度と比較して収納額が約 1,900 万円減少している。

また、県支出金についても約 3,000 万円減少している。

ただし、県支出金については、翌年度（令和 4 年度）で清算が行われるため、性質上、財政状況に影響するものではない。

（歳出）

国保事業費納付金については、被保険者数の減少などもあり約 5,300 万円減少している。

諸支出金については、前年度に県などから交付を受けた県支出金などを精算した結果、返還金などが多く発生したため、約 5,600 万円増加している。

P７説明

５　令和３年度収支（概算）

このページでは令和３年度の概算収支を説明しています。
歳入の主なものとしましては、国民健康保険税、県支出金、繰入金となります。
国民健康保険税については、被保険者数の減少などの要因により、前年と比較すると減額、県支出金についても減額になっており、繰入金については、国保事業における職員給与費などの補填分を一般会計から繰り入れるものであるため、歳出に対応した増額となっています。
歳入総額につきましては前年と比較すると約４千４百万円の減額となっています。

次に、歳出につきましては、保険給付費、国保事業費納付金については、被保険者数の減少などの要因があり、前年と比較し、減額となっています。
保健事業費につきましては、事業強化を行っており、前年度と比較すると増額となっています。
ただし、費用の増額分については、補助金等により大分部が補てんされています。
最後に、諸支出金につきましては、前年度に県などから交付を受けた県支出金などを精算した結果、返還金などが多く発生したため、増額となっています。
歳出総額につきましては前年と比較すると約１千万円の増額となっています。

最後に、単年度収支としましては、歳入合計 48 億 5,204 万円に対し、歳出合計 48 億 1,128 万円となり、4,076 万円の黒字、これに前年度までの累積赤字であります繰上充用金 3 億 4,798 万円を差し引きますと令和３年度終了時点での累積赤字は 3 億 0,722 万円となります。
ただし、令和４年度に令和３年度分の県への返還金が発生していますので、実質は 3 億 4,728 万円の累積赤字となっています。

令和3年度嘉麻市国民健康保険　収支（概算）イメージ

（単位：百万円）

歳　入	4,852
国民健康保険税	712
県支出金 医療費等給付費の支出に対する交付金等	3,651
繰入金 一般会計からの繰入金	464
諸収入	25
収支不足（累積赤字）	▲307

次年度予算で補てん

歳　出	5,159
総務費	73
保険給付費 医療費等給付費の支出	3,525
国保事業費納付金	1,115
保健事業費	36
諸支出金	62
前年度繰上充用金 前年度の累積赤字に対する補てん	348

※収支不足分については次年度（Ｒ４年度）予算で補填

P８説明

≪参考≫1 人当たり医療費（年齢階層別）の推移

このページでは、P7 で説明した、令和３年度の概算収支を分かりやすく図にしたものを参考として掲載しています。

６　令和３年度単年度実質収支について

令和 3 年度の国保特会の経常収支には、令和 2 年度交付金等の精算に関する収入や支出が含まれていることから、単年度実質収支をみるときには、それらを経常収支より差し引く必要があります。

また、令和 3 年度の交付金等のうち、令和 4 年度で精算するものについては、その精算分が超過交付を受けている場合は、経常収支より差し引き、交付不足の場合は、経常収支に加える必要があります。

また、前年度繰上充用金は、前年度からの累積赤字の繰越分ですので、経常収支の歳出より差し引く必要があります。

《単年度実質収支》

【歳入】

経常収支（歳入）		48 億 5,200 万円
令和３年度交付金等超過交付額	－	4,006 万円（R4 年度で返還）
令和３年交付金等交付不足額	＋	0 万円（R4 年度で追加交付）
令和２年度交付金等交付不足額	－	0 万円（R3 年度で交付された分）
単年度実質歳入		**48 億 1,194 万円　…①**

【歳出】

経常収支（歳出）		51 億 5,926 万円
前年度繰上充用額	－	3 億 4,798 万円
令和２年度交付金等超過交付額	－	5,980 万円（R3 年度で返還した分）
単年度実質歳出		**47 億 5,148 万円　…②**

●単年度実質収支見込額（ ① － ② ）　＝ 6,046 万円

P９説明

６．令和３年度単年度実質収支について

このページでは令和３年度単年度実質収支について説明しています。

P７にて、令和 3 年度の経常収支は 4,076 万円の黒字と説明しましたが、経常収支には、令和 2 年度交付金等の精算に関する収入や支出が含まれていることから、単年度実質収支をみるときには、それらを経常収支より差し引く必要があります。
また、令和 3 年度の交付金等のうち、令和 4 年度で精算するものについては、その精算分が超過交付を受けている場合、経常収支より差し引き、交付不足の場合は、経常収支に加える必要があります。
また、前年度繰上充用金は、前年度からの累積赤字の繰越分ですので、経常収支の歳出より差し引く必要があります。

令和３年度交付金等超過交付分は 4,006 万円であるため、経常収支の歳入より差し引き、単年度実質歳入は、48 億 1,194 万円、令和３年度で返還した令和２年度交付金等超過交付分は 5,980 万円であり、前年度繰上充用金は 3 億 4,798 万円であるため、経常収支の歳出より差し引き、単年度実質歳出は、47 億 5,148 万円となり、**令和３年度の単年度実質収支は、6,046 万円の黒字**となります。